

# 【大村中学校課外クラブ育成会会則】

## 第1章 名 称

第1条 本会は大村中学校課外クラブ育成会（以下本会）と称し、事務局を大村中学校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会はスポーツ・文化活動を通じてクラブ員の健全な心身の発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. クラブ設置とその育成
2. 目的を達成するために必要な事業

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は次に定める者をもって組織する。

1. 本会のクラブに在籍する生徒の保護者
2. 本会の趣旨に賛同する大村中学校生徒の保護者および担当者（大村中職員）、並びに会長が委嘱する一般人。

## 第5章 役 員

第5条 本会には会員の中から次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名
3. 監 事 2 名
4. 理 事 若干名（各部の保護者代表）
5. 担当者（大村中職員）および 指導者
6. 事務局員 若干名（大村中職員）
7. 顧 問 （校長）

第6条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長はPTA副会長が兼務する。
2. 副会長、監事は輪番制とし（別表参考）、ブロックに入っている課外クラブの保護者が毎年話し合いをして、副会長、監事を選出し、理事会で承認、総会で決定する。
3. 理事は各部の保護者より選出する。
4. 事務局員は会長の委嘱とする。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代行をする。
3. 事務局員は本会総会、役員会の記録をとり、運営規程に関する審議、執行等、会長の委嘱する仕事を行う。
4. 顧問は会長の相談相手となる。
5. 担当者は、主として大会参加手続き等の事務的業務を行う。ただし、中体連で主催する各種大会においては監督として生徒を引率する。
6. 指導者はクラブ活動の指導にあたる。
7. 理事は育成会の運営にあたる。
8. 監事はその年度の会計を監査し総会に報告する。

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第6章 会 議

第9条 本会には次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 理事・担当者・指導者会
4. 部会

第10条 総会は最高の議決機関で会員を持って構成し、出席者の過半数をもって議決する。

第11条 総会は年1回とする。ただし、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

第12条 役員会は第5条の役員をもって構成し、次の事項を行う。

1. 総会提案事項の審議
2. 予算、決算の審議
3. 運営重要事項の審議、または議決
4. 第2条の目的達成に必要な事項の審議

第13条 理事・担当者・指導者会は各クラブの理事・担当者・教員外指導者をもって構成し、クラブ練習・総会議案等に関する審議、執行を行う。

第14条 部会はクラブに所属する保護者、担当者および指導者をもって構成し、次の事項を行う。

1. 部会の開催
2. 各部試合の応援の奨励
3. 自由参観の奨励
4. 各種競技会への参加奨励
5. 練習の計画
6. その他

第15条 各会議の招集は次の通りとする。

1. 総会、役員会は必要に応じて会長が招集する。
2. 理事・担当者・指導者会は必要に応じて事務局が招集する。
3. 部会は必要に応じて理事が招集する。

## 第7章 会 費

第16条 本会の経費は運営規程に定める会費、および補助金等をもってこれにあてる。会費は年額とする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、次年の3月31日に終わる。

## 第8章 附 則

第18条 本会会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第19条 細則として運営規程を設ける。

第20条 慶弔に関する規定は別に内規として定める。

第21条 本会会則は昭和61年5月に発効する。

- 平成12年5月1日一部改正
- 平成14年4月30日一部改正
- 平成15年4月28日一部改正
- 平成18年4月28日一部改正
- 平成19年4月27日一部改正
- 平成25年4月26日一部改正

(別表) 輪番制内容について

ブロックに入っている課外クラブの保護者が毎年話し合いをして、副会長、監事を選出し、役員会で承認、総会で決定する。

ただし、ブロック内の部の部員数が少ない場合は、事務局で順番調整する場合がある。

年度	課 外 ク ラ ブ
2021	バレーボール (女) 水泳 (男女) 柔道 (男女) 剣道 (男女)
2022	野球 (男女) サッカー (男女) ソフトボール (女) 美術 (男女)
2023	吹奏楽部 (男女) 陸上競技 (男女) ソフトテニス (男) ソフトテニス (女)
2024	卓球 (男女) バスケットボール (男) バスケットボール (女) バドミントン (男)
2025	バドミントン (女) バレーボール (男) バレーボール (女) 水泳 (男女)
2026	柔道 (男女) 剣道 (男女) 野球 (男女) サッカー (男女)
2027	ソフトボール (女) 美術 (男女) 吹奏楽 (男女) 陸上競技 (男女)
2028	ソフトテニス (男) ソフトテニス (女) 卓球 (男女) バスケットボール (男)
2029	バスケットボール (女) バドミントン (男) バドミントン (女) バレーボール (男)

## 【大村中学校課外クラブ運営規程】

### 1. 入 会

このクラブは、大村中学校生徒であれば、希望により入部できる。

ただし、本会の定める入部手続きをとらなければならない。(申込書、誓約書)

### 2. 目 的

本会はクラブ員の健全な心身の発達を図ることを目的とする。

### 3. クラブ設定

①クラブの設置は必要に応じて役員会で決定する。

※ 役員会は、会長、副会長2、監事2、顧問(校長)、事務局4(教頭、他4名)の11名で構成する。

②クラブの新設について

生徒及び保護者からクラブの新設要望があった場合は、次の項目をもとに、役員会で審議し、新設の可否を決定する。

- (1) 担当する顧問教師を確保できること(中総体参加引率は当該学校の教師)
- (2) 指導者を確保できること
- (3) 校内に日常的に活動する場所があること
- (4) 今後3年間で中総体の団体戦に出場できる人数が確保できる見込みがあること

※ 団体戦の無いクラブや文化部においては、そのクラブの活動内容に応じて今後3年間、充実した活動が可能な人数を確保できる見込みがあること、その他、生徒数や教員数の減少、学校施設の状況等、諸条件を考慮して総合的に判断して決定する。

③クラブの休部・廃部について

クラブの休部・廃部については、次の項目をもとに、役員会で審議し、その可否を決定する。

- (1) 別表1の部員数を確保できないこと(団体戦のある競技については、市中総体団体戦に出場できないこと)が2年間続き、その次の本年度も同様の状況である場合原則として本年度から休部とする。但し、他校との合意が成立し、補充合同、合同等での試合出場ができる場合は、休部としない。また、休部となった年度に、そのクラブの部員が市中総体等の個人戦に出場を希望する場合は、校長の推薦を得て出場することができる。
- (2) 前年度に休部となり、本年度も継続する場合は、原則として本年度から廃部とする。

- (3) その他、上記の条件を満たさなくても、生徒数や教員数の減少、学校施設の状況等、諸条件を考慮し総合的に判断して休部や廃部にする場合もある。その場合は、当該クラブの生徒や保護者、顧問、指導者等と十分に協議した上で、役員会で決定する。

別表 1

1. 野球部：9名以上 バレーボール：6名以上 サッカー：9名以上  
バスケットボール：5名以上 ソフトボール：9名以上
2. 剣道・バドミントン・柔道：5名以上  
卓球・ソフトテニス：6名以上
3. 陸上、水泳、吹奏楽、美術：4名以上

<休部から廃部までの流れ>

部員数を確保できない年：1年目 → 2年目 → 3年目：休部 → 4年目：廃部

4. クラブ員は次のことを守らなければならない。

- (1) やむを得なく練習を休む場合は、無断欠席をしないこと。担当教師、指導者、キャプテン等、クラブの中で責任が持てる誰かに連絡すること。
- (2) 練習へ参加する場合、登下校の服装は、次のようにする。  
平日は、下校のみ、制服または各クラブで決められたものを着用すること。  
(練習場所が学校外でも同じ)  
休日は、制服または各クラブで決められたものを着用すること。
- (3) 練習時間、その前後に飲食をする場合、担当教師・指導者等の許可をとること。  
登下校中の買い食いは認めない。
- (4) 自転車利用は通学許可された生徒のみ可。※要ヘルメット着用  
(例外：校外での練習・試合・遠征時、監督・指導者の許可を得た生徒)
- (5) 眉そり、染髪等の行為は厳禁とする。(中体連参加規定を参照のこと)
- (6) 施設の使用の規則、時間を厳守すること。
- (7) 上記の(2)～(6)が厳守できないクラブは活動を停止することがある。  
(練習停止期間については、担当者会において決定する)
- (8) クラブ員が学校の用具、施設等を故意に損傷させた場合は保護者が弁償するものとする。

5. 傷 害

- (1) クラブ員、指導者は本会の定める安全保険に必ず加入しなければならない。 (※文化部を除く)
- (2) 傷害についての責任は個人にあり、担当者、指導者にはないものとする。
- (3) 活動中の事故はただちに会長、理事または、顧問に報告すると同時に適切な処置をとること。

6. 会 費

- (1) 会費は年額とし、定められた日までに納入しなければならない。会費は次の通りとする。

	運 動 部	文 化 部
1. 2年生	¥5,300	¥4,500
3年生	¥4,300	¥3,500

※運動部はスポーツ安全保険代800円を含む。

転校などで途中から入部する者の会費については、事務局で判断する。

途中入部する者(転校・転部など)の会費については、一律2000円とする。

( (3) (ア)として1000円、(イ)(ウ)(エ)(オ)として1000円)

**3学期以降の途中入部の会費については、一律2000円(運動部は2800円)とする。**

(2) 期間中の退部者については、会費の引ききりや、払い戻し等はおこなわない。  
やむを得ない事情がある場合は、事務局で判断して決めることとする。

(3) 会費の使途は次の通りである。

(ア) クラブ配当金 (イ) 事務費 (ウ) 担当者・指導者謝礼金  
(エ) 特別会計(基金積立金) (オ) その他

(4) 謝礼金(指導費)は、担当者は5,000円、指導者は10,000円、外部指導者は15,000円とし、外部指導者への謝礼金の上限は30,000円(2名分)までとする。ただし、指導者については4月の総会で委嘱を得た者を対象とする。

## 7. 練習

(1) 活動について

クラブ員の健康管理を考えて、指導回数、時間等について、おおよそ次のように規制するが、変更等については事務局に一任する。

活動時間	活動時間・下校時間は、年間を通して最大18時30分(15分後完全下校)までとし、日没の関係を考慮しながら各クラブで決定するものとする。下校時間は下記を参考にしながら決定するものとする。
3/25~9/15	18時30分まで (15分後完全下校)
2/17~3/24・9/16~9/30	18時15分まで (同上)
10/1~10/25, 1/21~2/16	18時00分まで (同上)
10/26~11/15, 1/8~1/20	17時45分まで (同上)
11/16~1/7	17時30分まで (同上)

※春休み、夏休み、冬休みの練習時間も同様とするが、指導者、保護者が不在の場合は、安全面を考え17時完全下校とする。

・休養日について

学期中は、週あたり2日以上休養日を設けること。その場合は、平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上とし、家庭の日(第3日曜日)は部活動を実施しない日(ノー部活デー)と位置づけること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した部活動は、翌月曜日や連休最終日を休養日にするなど、休養日を他に振り替え、適切に休養日を設定すること。

※大村市中学校運動部活動の方針より

・定期テスト前は原則として、下記の期日を練習中止とする。

「教科数-2日」、つまり5教科なら3日前、8教科ならば6日前から中止。

・実力テストの前日は、原則として練習中止とする。

・中体連関係の大会に出場する場合に練習時間を延長する必要があると担当者が判断した場合は、事前に全職員の下承を得る。延長は2週間前から30分程度とする。

(2) 担当者、指導者不在の場合の練習

指導者と連絡を密にして保護者の責任において活動してもよい。ただし、ケガがないように努めること。

## 8. 対外試合

- (1) 対外試合の場合は、担当者が事務局に報告すること。
- (2) 中学校体育連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。
  - ・中学校体育連盟 2回（中総体・新人大会）その他の大会については、年間7回程度を上限とし、参加する大会を等を精査すること。  
※長崎県運動部活動のあり方に関するガイドラインより

## 9. 不慮の事態

クラブ員および担当者・指導者に活動中不慮の事故が発生した場合は、状況により役員会を開き適当な処置をとる。

## 10. リーダーの任務

各クラブには生徒のリーダー（キャプテン、部長等）をおき、そのリーダーはクラブ員を掌握し、その運営を円滑に行うとともに自主活動の推進を図る。原則として、月に1回キャプテン会を開催し、各クラブの連携を図る。

## 11. 運営

このクラブ運営にあたっては、大村中学校教育方針より逸脱しないものとする。

### 【大村中学校課外クラブ育成会内規】

第1条 慶弔に関する規定は次の通りとする。

1. 会員の中で、本会の活動に特に貢献した者に対して、役員会で協議の上、表彰することができる。
2. 会員、生徒の死亡に対しては、香典（¥10,000）を贈る。

第2条 県代表の資格を得て、九州・全国大会出場に関する規定は次の通りとし、特別会計（基金積み立て）より補助する。

#### 1. 選手激励費支給基準

- (1) 体育協会加盟団体の主催する大会で、全国大会または九州大会に県予選を経て出場する団体及び個人。
- (2) 体育協会加盟団体の主催する大会で、県の選抜・選考によって国際大会、全国大会または九州大会に出場する団体及び個人。
- (3) 体育協会加盟団体の主催する大会で、標準記録をもとに、国際大会、全国大会または九州大会に出場する団体及び個人。
- (4) 本校文化部に関わる大会で、全国大会または九州大会に県予選を経て出場する団体及び個人。

#### 2. 激励費

生徒（登録選手）・担当者・教員外指導者（1名）に、下記のように補助する。

九州大会		全国大会	
個人	5,000	個人	7,000
団体10人以上	50,000	団体10人以上	70,000

※以上の補助は、全国大会1回、九州大会2回以内とする。

全国大会であっても、九州内で開催される場合は九州大会とみなす。

九州大会であっても、沖縄県で開催される場合は全国大会とみなす。

※市及び県の予選大会を経ないで出場するものは支給の対象とならない。

親睦大会、交歓交流大会は支給の対象にならない。

体育協会加盟団体以外についても支給の対象とならない。

支給の判断が難しい場合、事務局または役員会で協議し、決定する。

附則 以上を原則とするが、役員会を開いて、その額を変更する場合がある。

## 大村中学校 課外クラブ理事会での確認事項について

平成19年4月10日

平成19年2月6日(火) 課外クラブ育成会長、副会長、顧問(校長)、教頭、事務局で話し合いを行った。

※会長→課外クラブ育成会長、担当者→本校職員、指導者→本校職員または外部指導者

### <課題>

本年度、外部指導者について、複数の部で課題があがった。

- ・外部指導者を願うするには、どうしたらよいか。
- ・外部指導者にやめてもらいたいときには、どうしたらよいか。
- ・外部指導者に願うときのほうが簡単すぎたのではないだろうか。
- ・一部の保護者の意向で、外部指導者が決まっていらないか。

### <理事会の見解>

- ・各部の担当者は、校長、会長による依頼で決定する。
- ・保護者理事は、各部の保護者会にて選出する。
- ・外部指導者は、担当者・各部の保護者会の協議により内定し、会長が委嘱する。

## 確認事項

- 1 各部で外部指導者を願うとき。
  - (1) 担当者、保護者、外部指導者で話し合いを行う。その際、コミュニケーションを十分に取る。
  - (2) 会長、または顧問(校長)より委嘱状を渡す。どうしても無理な場合は、担当者が代理として渡す。任期は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
  - (3) 指導を外部指導者のみに任せるのではなく、担当者、保護者も連携して指導の場に立ち会うことを原則とする。
- 2 各部で外部指導者をお断りするとき。
  - (1) 担当者、保護者、外部指導者で問題点や課題などを十分に話し合い、改善に向けて最大限の努力をする。
  - (2) 改善が見られない場合、該当する部の理事、担当者と話し合い、会長、副会長、顧問(校長)、教頭、事務局へ具申する。その中で対応策を協議し、具体的にどうするか決定する。
- 3 外部指導者への謝礼配付は、10月～12月がよい。  
外部指導者への委嘱状は、5月中に会長または顧問(校長)が直接渡すのが望ましい。
- 4 外部指導者の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日であるが、4月の総会前には、指導を継続するかどうか相談しておいたほうがよい。2月から3月までの間に担当者が保護者理事としっかりと話をすると問題がこじれない。
  - (1) 相談内容例
    - ①中総体以降も、1年間継続して指導する予定。
    - ②中総体まで指導し、それ以降は他の方に交代する予定。
    - ③指導は、3月31日までで終了する予定。等の確認が必要。